

VI-409
⑤大学の設備備品の適正配置に関する
実施要項

6-2
435

昭和26年8月14日実施

(昭和27年5月7日改正)
(傍線-----改正部分)

文 部 省

1. 業 目

すみやかに大学等の設備備品の整備充実をはかることは、わが国の学術ならびに教育の振興発展の上に、真に氣を要する事からである。そのためには、これら機関の設備充実に充てうる経費の増額に努力することが必要であることはいゝまでもないが、同時に、これらの機関自らが相互的な好意的協力により、設備の共同利用ないしは移管等の方法を講じ、現在の窮状の打開に積極的努力を傾けることが必要である。

この要項は、とりあえず、国立大学相互間の主として研究ないし教育用機械器具ならびにその他の一般機械器具類の移管に対し財政的裏づけを与えることにより、これら諸機関の設備の充実整備を円滑ならしめようとするものである。

2. 対象となる機関

とりあえず、国立大学(大学研究所、附屬病院を含む)相互通のみとする。

3. 対象となる物品

寿村
暨上
5/

主として、研究または教育用の機械器具標本ならびにその他的一般機械器具標本類とする。

4. 供給可能な物品の調査および公知方法

関係各機関は、少くとも別表第1号の各事項を具備する「供給可能物品目録」を作製し、一部を文部省大学学術局庶務課へ提出するとともにこれを各機関に直接配布する。
(1)

5. 移管の決定

各機関は、前項の「供給可能物品目録」により移管を希望するものを選び、供給機関に交渉し、適宜実見の上両機関の代表者において適正価額を協定して、できるだけすみやかに供給を受けた機関の長から別紙第2号(様式)による文部大臣に対する「物品移管に伴う財政措置申請書」2通および供給機関の長の承諾書1通を文部省大学学術局庶務課あてに提出するものとする。
(2)

文部大臣は関係機関から提出された「物品移管に伴う財政措置申請書」を審査して、第6項により財政措置を講ずることの可否を決定する。
(3) 決定通知は予算振替の通知をもつてこれに代えるものとする。

6. 財政的措置

前項の決定に基き、文部省は、移管をうけた機関の当該年度予算のうちから、移管された物品の評価価額の50%に相当する金額を減額するとともに、供給機関の当該年度の予算

に対し、移管された物品の評価額に相当する金額を増額するものとする。

この場合、供給機関に増額された予算については、その物品を供給した学内部局の希望を十分参考して城り当てを決定するものとする。

なお、この増額された予算は、第1項の趣旨に基き、能う限り新しい研究、教育、その他その機関の活動を整備充実するため使用するものとする。

7. 移管に伴う諸経費の負担区分

(1) 移管決定以前の諸経費は、原則として供給機関の負担とする。

(2) 移管決定後の諸経費は、原則として、移管を受けた機関の負担とする。

但し、特殊の事情のあるときは、両機関の代表者において特別の負担区分を行つてもさしつかえない。

8. 注意事項

(1) この要項による移管には、第6項のごとき財政的処置を伴うので、関係機関から提出すべき「物品移管に伴う財政措置申請書」は、毎年度遅くとも1月末日までに文部省に到着するよう注意すること。
(5) (6)

(2) 第6項の「供給可能物品目録」は、これにより関係機関が記載された物品について概略の見当をつけうる程度に詳

細かつ親切に記入すること。

(3) 第6項のごとき財政的措置をとる必要があるので、1つの供給機関からの移管は、少くとも1回10,000円以上まとまつた金額となるよう考慮すること。

別表第1号

供給可能物品目録に記載すべき事項

1. 物品名

(物品名は完全な1組を1個と見なして記入すること。
但し部品として供給しようとするときは、それらの個について別行として記入してよい。)

2. 製造会社名

3. 製造年度

4. 型式

(規格・容量・性能・使用電力量その他)

5. 来歴

(来歴については、供給機関において使用した期間を記入することはもちろんあるが、他機関から引き継いだ物品については、その旨明記し、かつ可能な限り引継以前における使用期間をも記入すること。

また供給機関における使用の頻度を、たとえば「毎学年平均2週間5カ年使用、以後2カ年休止」等のごとく述べるだけ詳細に記入し、かつその使用の場所をも併記すること。)

6. 破損程度

(修理を要する程度、磨耗の程度、欠品の状況、修理に

要する大略の経費等を記入すること。)

7. 使用程度

(現在使用する場合における性能を秀、優、良、可等と記入。なおいかなる用途に適當するか、且つ今後使用しうると推定される期間等もできれば記入することが望ましい。)

8. 帳簿価格

9. 購入年月

10. 供給機関の評価価格

(これは、供給を受ける機関の都合もあるので、できる限り好意的に記入することが望ましい。)

11. 備考

(上記以外に必要と思われる事項について記入すること。)

(註)

もし、供給機関が正式に供給機関の備品として受け入れていない物品を供給しようとするときには、一旦正式に受け入れた後供給するものとする。

別表第2号(様式)

物品移管に伴う財政措置申請書

文部大臣

殿

申請者(供給を受ける大学の長)

昭和 年 月 日

下記のとおり物品の保管転換を行いたいので、文大庶第213号による財政的措置を申請いたします。

記

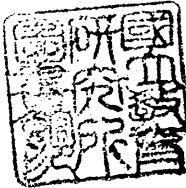
物品名	供給機関	供給機関における 整埋番号	需要機関	評価価格 (財政措置を要する金額)	備考

(註) (1) 物品名を記載するにあたつては、供給機関ごとに取りまとめて記載し、かつ同一供給機関から供給された物品が2個以上あるときは、供給機関別に、「財政措置を要する金額」を集計して「評価価格」欄に朱署し、最終行に上記「供給機関別の財政措置を要する金額」の総計を朱署すること。

- (2) 上記により供給機関別に「財政措置を要する金額」を集計したとき、もし1,000円未満の端数を生じたときは切り捨てるものとする。1供給機関からただ1個の物品を供給された場合においても、これに準ずる。
- (3) 要項第8項(3)に注意したごとく、上の供給機関別の集計は、1供給機関につきそれぞれ10,000円以下とならぬよう留意すること。1供給機関からただ1個の物品を供給された場合においても、これに準ずる。

(参考)

大学の設備備品の過正配置に関する
実施要項改正部分新旧対照表



傍線番号	新	旧
1	そう入	
2	2 通	3 通
3	そう入	
4	50%	70%
5	そう入	
6	1月末日	10月末日